公益財団法人能登原子力センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人能登原子力センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県羽咋郡志賀町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く県民一般に原子力の平和利用に関する知識の普及啓発を行うことを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 原子力の平和利用に関する知識の普及啓発活動
 - (2) 原子力に関する資料の収集及び公開
 - (3) 原子力に関する講習会、講演会、映写会、展示会等の開催
 - (4) 原子力に関する研修会の開催
 - (5) 原子力施設見学会の開催
 - (6) 原子力に関する各種広報資料の刊行
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) この法人の設立に際し、基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決

議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに石川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得るものとする。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項及び次の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に石川県知事に提出しなければならない。
 - (1) 監査報告
 - (2) 役員等名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要な ものを記載した書類
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、 貸借対照表を公告するものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第9条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

(会計原則)

- 第10条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その 他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

第4章 評議員

(定数)

- 第11条 この法人に、評議員3名以上4名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

(選任等)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その 他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一 にするもの
 - (2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合 計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の 議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員会長は、評議員会において選任する。

- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を石川県知事 に届け出なければならない。

(権限)

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第16条第2項に規定する事項の決議に参画する。

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された評議員が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (8) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの 定款で定められた事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第19条第1項の書面に記載した 評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第19条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、 評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第22条 評議員会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第23条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その 提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったもの とみなす。

(報告の省略)

第24条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合に おいて、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員 が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への 報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(種類及び定数)

- 第26条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を一般社団・財団法人法第197条が 準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。
- 3 前項によって選任された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、副理事長及び第2項で選任された業務執行理事より 専務理事1名及び常務理事1名を選任することができる。
- 5 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事(2人以上ある場合は その過半数)の同意を受けなければならない。
- 6 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係に あるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えて はならない。監事についても、同様とする。
- 9 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執 行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理 事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に 係る職務を代行する。

- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、専務理事の職務を代行する。
- 6 専務理事及び常務理事の権限は、理事会が別に定める。
- 7 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第29条 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及 び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定 時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、 なお役員としての権利義務を有する。
- 5 任期満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第31条 役員が次の一に該当するときは評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。 その額については、評議員会が別に定める役員報酬規程による。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任すること ができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解職
 - (4) その他、この法人の運営の根本若しくは基本方針にかかわること

(種類及び開催)

- 第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集 する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を収集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(決議)

- 第39条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第40条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事 長及び出席監事はこれに記名・押印しなければならない。

第8章 事務局

(設置等)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第44条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等に関する書類
 - (4) 登記に関する書類

- (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧については、法令の定めによるもののほか、第49条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の 2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条 に規定する事業並びに第12条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第4 7条に規定する公益目的取得財産の贈与については変更することができない。
- 2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的、第4 条に規定する事業並びに第12条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、 変更することができる。
- 3 第4条に規定する事業の種類又は内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、石川県知事の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を石川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及び法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第48条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会

の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び公告の方法

(情報公開)

- 第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、 財務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(公告)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の 登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度 の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。
 - (1) 理事

小森 卓郎、小泉 勝、桜井 俊一、坂本 希一、西川 英夫、福田 松平

(2) 監事

浜地 孝夫、堤谷 一博、河合 正晴

- 4 この法人の最初の代表理事は、小森 卓郎とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石田 忠夫、山王 竹夫、宮崎 泰仁